

生駒市教育委員会規則第4号

生駒市立学校給食センター運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年5月2日

生駒市教育委員会委員長 中井 公人

生駒市立学校給食センター運営協議会規則の一部を改正する規則

生駒市立学校給食センター運営協議会規則（昭和41年11月生駒市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（組織）

第2条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、生駒市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 奈良県郡山保健所長
- (2) 学校長
- (3) P T A及び育友会の会長
- (4) 学校給食主任
- (5) 学識経験のある者
- (6) その他委員会が必要と認める者

第3条を削り、第4条を第3条とする。

第5条中「1名」を「1人」に改め、同条を第4条とし、第6条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年5月7日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の生駒市立学校給食センター運営協議会規則第3条に規定する委員（以下「旧委員」という。）である者（同条第1号及び第2号に掲げる者を除く。）は、改正後の生駒市立学校給食センター運営協議会規則（以下「新規則」という。）第2条に規定する委員に委嘱され、又は任命されたものとみなす。

3 前項の規定により委嘱され、又は任命されたものとみなされた委員の任期は、新規則第3条第1項の規定にかかわらず、旧委員としての任期とする。